



長野県報

12月17日(月)
平成30年
(2018年)
第3035号

目次

告示

生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課) 1

生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等の変更の届出(地域福祉課) 2

生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出(地域福祉課) 2

生活保護法に基づく施術者(助産師)の指定(地域福祉課) 2

生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称等の変更の届出(地域福祉課) 3

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課) 3

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課) 4

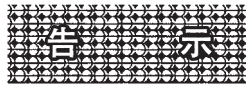
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会) 5

公告

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課) 5

林業種苗法に基づく講習会の開催(森林づくり推進課) 5

特定調達契約に係る落札者の決定(会計課) 6



長野県告示第659号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成30年12月17日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------|----------------|------------|
| 五味医院 | 諏訪市大手2丁目4番3号 | 平成30年4月1日 |
| 下島医院 | 伊那市中央4833 | 平成30年6月1日 |
| ビーナス・フジモリ薬局 | 茅野市本町西15-36 | 平成30年8月1日 |
| 丸山歯科医院 | 中野市草間1366-4 | 平成28年10月1日 |
| 大和整形・脳外科クリニック | 諏訪市高島一丁目14番1号 | 平成30年6月1日 |
| 川原医院 | 松本市大字寿豊丘636番地1 | 平成26年7月1日 |
| 本町西薬局 | 茅野市本町西3-4 | 平成30年7月1日 |

地域福祉課

長野県告示第660号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成30年12月17日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 変 更 事 項 | | 変 更 年 月 日 |
|-------|------------|------------|-------------|---------------|
| | | 新 | 旧 | |
| タカチ薬局 | 千曲市内川801-1 | 千曲市内川801-1 | 千曲市寂蒔1087-5 | 平成30年 8月1日 |

地域福祉課

長野県告示第661号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成30年12月17日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|----------|---------------|------------|
| 下島医院 | 伊那市中央4505-1 | 平成30年3月31日 |
| 山極内科医院 | 上田市別所温泉177-3 | 平成30年7月23日 |
| 五味医院 | 諏訪市大手2丁目2-15 | 平成30年3月31日 |
| 丸山歯科医院 | 中野市草間1366-4 | 平成28年9月30日 |
| 大和整形外科医院 | 諏訪市高島一丁目14番1号 | 平成30年5月31日 |

地域福祉課

長野県告示第662号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者（助産師）を次のとおり指定しました。

平成30年12月17日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者又は助産師

| 氏 名 | 住 所 | 指 定 年 月 日 |
|-------|-----------------|-----------|
| 中條 隆明 | 下伊那郡高森町上市田553-9 | 平成30年8月1日 |
| 掛川 素孝 | 佐久市野沢218-7 | 平成30年8月1日 |

2 施術所又は助産所

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------|-----------------|-----------|
| 晴明堂 | 下伊那郡高森町上市田553-9 | 平成30年8月1日 |
| 掛川整骨院 | 佐久市野沢218-7 | 平成30年8月1日 |

地域福祉課

長野県告示第663号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成30年12月17日

長野県知事 阿 部 守 一

施術所

| 名 称 | 所 在 地 | 変 更 事 項 | | 変 更 年 月 日 |
|---------|-------------|-------------|------------|------------|
| | | 新 | 旧 | |
| さくら堂整骨院 | 千曲市上徳間579-5 | 千曲市上徳間579-5 | 千曲市桜堂359-1 | 平成30年8月24日 |

地域福祉課

長野県松本建設事務所告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年1月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年12月17日

長野県松本建設事務所長 藤 池 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 町村白川村井停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--------------------------------------|-----|------------|-----------|
| 松本市大字寿豊丘678番の1地先から松本市大字寿豊丘642番の1地先まで | 旧 | 6.2~12.0 m | 0.3081 km |
| 同 上 | 新 | 7.0~12.0 m | 0.3081 km |

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年1月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年12月17日

長野県千曲建設事務所長 宍 戸 誠

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 長野上田線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--|-----|-------------|-----------|
| 千曲市大字上山田字三本木781番の5地先から千曲市大字上山田字三本木776番の6地先まで | 旧 | 7.9~13.5 m | 0.0723 km |
| 同 上 | 新 | 10.9~14.3 m | 0.0723 km |

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年1月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年12月17日

長野県須坂建設事務所長 勝野由拓

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 406号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--|-----|-----------|-----------|
| 須坂市大字小山字蔦田2538番の19地先から 須坂市大字塩川字早津640番の1地先まで | 旧 | 8.5~9.5 m | 0.3055 km |
| 同 上 | 新 | 12.0~29.6 | 0.3055 |

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年1月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年12月17日

長野県長野建設事務所長 新家智裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東柏原赤塩線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--|-----|------------|-----------|
| 上水内郡飯綱町大字赤塩字下赤塩南5576番の4地先から 上水内郡飯綱町大字赤塩字柳原6532番の1地先まで | 旧 | 5.0~11.1 m | 0.4972 km |
| 同 上 | 新 | 5.3~12.7 | 0.4972 |

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成31年1月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年12月17日

長野県松本建設事務所長 藤池 弘

- 1 路線名 町村白川村井停車場線

- 2 供用を開始する区間

松本市大字寿豊丘678番の1地先から
松本市大字寿豊丘642番の1地先まで

- 3 供用を開始する期日 平成30年12月17日

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成31年1月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年12月17日

長野県須坂建設事務所長 勝野由拓

- 1 路線名 406号

- 2 供用を開始する区間

須坂市大字塩川字五輪田2553番の9地先から
須坂市大字塩川字五輪田2553番の9地先まで

- 3 供用を開始する期日 平成30年12月17日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成31年1月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年12月17日

長野県長野建設事務所長 新家智裕

- 1 路線名 東柏原赤塩線

- 2 供用を開始する区間

上水内郡飯綱町大字赤塩字下赤塩南5576番の4地先から
上水内郡飯綱町大字赤塩字柳原6532番の1地先まで

- 3 供用を開始する期日 平成30年12月17日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成31年1月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年12月17日

長野県北信建設事務所長 木下昌明

- 1 路線名 405号

- 2 供用を開始する区間

下水内郡栄村大字塚字長俣18029番の147地先から
下水内郡栄村大字塚字長俣18029番の188地先まで

- 3 供用を開始する期日 平成30年12月17日

道路管理課

選告示第77号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成30年12月17日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

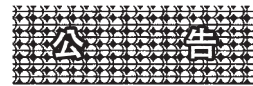
| | |
|---------|---------|
| 35,094 | 35,071 |
| 319,337 | 319,191 |
| 105,564 | 105,479 |
| 65,925 | 65,963 |
| 46,546 | 46,541 |
| 19,834 | 19,782 |
| 27,945 | 27,901 |
| 13,724 | 13,730 |
| 19,282 | 19,275 |
| 11,884 | 11,880 |
| 18,722 | 18,711 |
| 9,056 | 9,050 |
| 18,486 | 18,458 |
| 7,948 | 7,933 |
| 6,667 | 6,643 |
| 21,749 | 21,733 |
| 18,621 | 18,629 |
| 39,490 | 39,510 |
| 21,268 | 21,250 |
| 8,401 | 8,389 |
| 27,325 | 27,318 |
| 7,051 | 7,033 |
| 22,836 | 22,838 |
| 16,809 | 16,770 |
| 7,967 | 7,942 |
| 6,419 | 6,409 |
| 8,861 | 8,852 |
| 6,526 | 6,498 |

別表中

を

に改める。

選挙管理委員会



公告

県営川田長原地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成30年12月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営川田長原地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成30年12月18日から平成31年1月22日まで
- 3 縦覧の場所
長野市役所

農地整備課

公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定による講習会を次のとおり開催します。

平成30年12月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 日時及び場所
日 時 平成31年2月1日(金)
午前10時00分から午後5時15分まで(受付9時30分から)
場 所 塩尻市大字片丘字狐久保5739番地
長野県林業総合センター 小研修室
- 2 講習科目及び時間
 - (1) 種苗に関する法令 2時間
 - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
 - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 3 受講手続
 - (1) 提出書類
生産事業者講習会受講申込書(以下「受講申込書」という。)
 - (2) 提出先
住所地を管轄する地域振興局 林務課
 - (3) 受付期限
平成31年1月22日(火)
 - (4) 手数料
受講手数料(14,000円)は、長野県収入証紙により(受講中